

「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会  
第5回議事要旨

日 時：平成26年12月26日（金）午後3時～

場 所：市役所 本庁舎 屋上階 P1会議室

馬場課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、大阪市人権施策推進審議会 第5回「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会を開催させていただきます。

本日も、お忙しいところ皆様方には、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の出席委員のご報告でございますが、中井委員におかれましては急遽、ご欠席のご連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

では、議事に入っておりますが、進行につきまして、川崎部会長にお願いしたいと存じます。川崎部会長、よろしくお願いいたします。

川崎部会長 部会長の川崎でございます。まず、開催にあたりまして、今月19日に開催されました、第29回大阪市人権施策推進審議会において、私が同審議会の会長に選任され、中井伊都子委員を会長代理に指名しましたことをご報告いたします。部会長であることには変わりませんが、今後は会長としての立場もあるということですので、中井会長代理も含め、よろしくお願いいたします。

本日の議題については、(1)「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策について（とりまとめ案）の検討にあたって、非公開の取扱といたします。

まず、資料等について事務局から説明してください。

馬場課長 本日の資料等について案内いたします。お手元に、「第5回『憎悪表現（ヘイトスピーチ）』に対する大阪市としてとるべき方策検討部会次第」、「方策検討部会名簿」、「配席図」をお配りしております。

議事資料につきましては、「資料一覧」のとおり、お配りしておりますので、その都度ご確認ください。

川崎部会長 それでは、これ以降については、具体の議論に移りますので非公開といたします。

馬場課長 報道関係者の皆様につきましては、恐れ入りますがご退席をお願いいたしま

す。なお、これまでどおり、会議終了後に、事務局から会議内容について午後5時30分よりこちらの会議室でブリーフィングを行います。

【 報道関係者 退席 】

< 以下議題に係る意見等の要約 >

議題(1)「憎悪表現(ヘイトスピーチ)」に対する大阪市としてとるべき方策について(とりまとめ案)の検討について

資料1-2「ヘイトスピーチに対する大阪市としてとるべき方策について」に沿って議論を行った。

まず、「基本的な考え方」について、2ページの「2定義」の「(1)対象者」について検討部会では、「人種、民族に係る特定の属性を有する個人又は集団」としているが、人種、民族以外の人権課題への応用について検討し、その結果、検討部会として、喫緊の課題である人種、民族に限定して取扱うこととし、それ以外の人権課題への応用については、今後、人権施策推進審議会において、議論を行う取扱いとなり、現時点でこの点については結論に至っていない。

3ページの「(2)意図・目的」「(3)表現の内容、場所、方法など」については、記載のとおり検討部会として内容の確認を行った。

4ページの「ヘイトスピーチへの措置」については、これまで5ページの「(1)規制的な措置」「(2)救済的な措置」として、大きく二つに分けて、それぞれ議論してきたが、最終的なとりまとめに向けては、「(1)規制的な措置」「(2)救済的な措置」という区分を設けず、大阪市として、実施する措置について、まとめて記載していくこととなった。

6ページの大阪市独自の措置としての「認識等の公表」について、公表手段・頻度について議論を行った。

その結果、基本的にホームページで公表していくこと。公表の頻度については、即時の対応が求められるような深刻な事案については、随時、大阪市としての認識を公表していくというかたちではどうかとの意見が出された。

6ページから7ページにかけての訴訟費用支援等について、議論を行った。

その結果、「基本的に貸与が良いのではないか」としつつも「インセンティブとして

貸与では弱いのではないか」また、「具体的に使いやすい制度にすべき」との意見が出されたが、今回は結論に至らず、次回の検討部会において、最終の結論にむけて議論していくこととなった。

8 ページの「3 措置の対象」については、記載のとおり検討部会として確認した。

9 ページの「ヘイトスピーチ該当性の審査」について議論を行った。

「1 申立主義」については、「ヘイトスピーチについて、個人等からの申し立てを受けて審査を行うことを基本とするが、審査機関が職権により調査を行うこともできる」ということについて検討部会として確認した。

そして、申立てを行うにあたっての要件として、認識等の公表や訴訟費用支援等を行うとすると、事実関係の調査や証拠の収集が必要となることから、これらの措置をする場合、申立てる際には、申立て本人の氏名や連絡先が必要であり、具体的にヘイトスピーチが行われたとされる表現行為が、いつ、どこで、どのように、行われたのかを特定し、申立てることが基本であるとの意見が出された。

また、匿名による情報提供も考えられるが、その場合、匿名となれば内容の確認ができないことから、認識等の公表や訴訟費用支援等の対象にはなりがたいものの、内容に応じては行政として放置できないものとの判断ができれば、何らかの措置をとることも必要との意見が出された。

申立ては、調査するうえで客観的な記録が必要となることから、基本的に文書で行うことが必要と確認した。

また、「2 審査機関」については、「ヘイトスピーチの該当性や講じる措置等を判断する」という役割の再確認が行われた。また、合議制の機関であること。外部の専門家で構成し、委員構成は、学識経験者及び弁護士で構成することについて確認されたが、人数構成は今後の議論となった。

続いて、資料2の連続学習会&ワークショップ「いっしょにつくろう！大阪市ヘイトスピーチ規制条例」共同呼びかけ人からの要望書(平成26年12月25日付)について、事務局より検討部会に報告と内容の説明を行った。

最後に、次回平成27年1月16日の第6回検討部会の開催について確認し、検討部会を終了した。